

総社市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月23日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第6号

総社市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

総社市個人情報保護条例施行規則（平成17年総社市規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(個人識別符号) 第2条の2 条例第2条第4号の規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。 (1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別するに足りるものとして<u>個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「委員会規則」という。）</u>第2条に規定する基準に適合するもの ア～キ 略 (2)～(9) 略 (10) その他前各号に準ずるものとして<u>委員会規則</u>第4条各号に規定する文字、番号、記号その他の符号 (要配慮個人情報) 第2条の3 条例第2条第5号の規則で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。 (1) 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の<u>委員会規則</u>第5条各号に規定する心身の機能の障害があること。 (2)～(5) 略</p>	<p>(個人識別符号) 第2条の2 条例第2条第4号の規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。 (1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別するに足りるものとして<u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行規則（平成29年総務省令第19号。以下「省令」という。）</u>第2条に規定する基準に適合するもの ア～キ 略 (2)～(9) 略 (10) その他前各号に準ずるものとして<u>省令</u>第4条各号に規定する文字、番号、記号その他の符号 (要配慮個人情報) 第2条の3 条例第2条第5号の規則で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。 (1) 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の<u>省令</u>第5条各号に規定する心身の機能の障害があること。 (2)～(5) 略</p>

改正後	改正前

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。